

当裁判所が昭和二四年一一月二二日した当裁判所昭和二四年新(れ)第二一号賄物故買被告事件の決定に対し、右申立人から決定訂正の申立があつたが理由がないので全裁判官一致の意見で左記主文のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和二五年一一月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷 川	太 一 郎
裁判官	井 上	登
裁判官	島	保
裁判官	河 村	又 介